

危険な空き家等除却推進事業

(旧:腐朽・破損空き家等除却推進事業)

受付期間：令和7年6月2日～6月23日まで

ただし、予算の範囲を超えた場合は不良度測定調査に加えて、都市計画上の立地状況等を考慮し、補助金交付申請者の決定を行います。

柱の傾斜や、屋根・外壁等の落下、飛散により、現に近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている老朽化した危険な空き家を対象に、持ち主の方などが解体する際に、その費用の一部を補助します。



補助の対象となる物件イメージ



1 補助対象となる空き家等

★次のすべてに該当する物件であること。

- ・宮崎市内の延べ床面積30平方メートル以上の空き家。
- ・危険な空き家等※であること。
- ・法人が所有権を有していないこと。
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと。(抵当権等)
- ・既に解体工事に着手していないこと。
- ・この解体補助事業について公共事業等の補償対象となっていないこと。

※危険な空き家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき認定された特定空家等又は市による不良度測定調査において基準を満たした空き家を言います。

2 補助額

★解体補助額は、除却・廃材処理及び運搬経費を補助対象とします。

補助対象経費の1/2以内、上限40万円

★空き家所在地を原則として更地にする工事であり、解体事業者に請け負わせるものが対象となります。



3 補助対象者

★次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- ・危険な空き家等の所有者又は相続人であること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。
- ・過去にこの解体補助を受けたことがなく、また補助対象事業について、国・地方公共団体等から同種の他の補助金等を受けていないこと。

4 補助の対象とならない費用

- ・消費税分は補助対象の経費に含みません。
- ・家財道具の処分費、敷地内の樹木、門扉、塀などの除却費は対象外です。

5 注意事項

- ・補助の申請には必ず、必要書類を揃えたうえで**事前相談**が必要です。
- ・事前相談の際、建物所有者が既に死亡されている場合、相続関係を証明するのに必要な戸籍謄本などの書類が必要となります。
- ・事前相談の際、既に解体工事に着工している場合や、完了しているものは対象となりません。
- ・交付申請の対象となった場合は、**令和7年10月31日**までが交付申請の提出期限となります。
- ・解体工事は**令和8年1月末日**までに完了してください。

◆空き家を解体することにより、固定資産税が増額になる場合があります。
詳しくは、資産税課にお問い合わせください。

◆このチラシは補助制度の概要を示したものであり、全てを網羅したものではありません。
詳しくは、市ホームページまたは、都市計画課へご確認ください。



◎宮崎市ホームページ（下のQRコードからつながります）

ホーム ⇨ くらし・手続き ⇨ 住まい ⇨ 住宅 ⇨ 「危険な空き家の解体費を補助します」

◆ お問い合わせ先 ◆

〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

都市計画課 空家対策係（市役所第二庁舎7階）

電話（0985）21-1811

E-mail：30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp

